



新座市価格高騰低所得世帯 重点支援給付金のご案内



- ◆ 新座市価格高騰低所得世帯重点支援給付金(1世帯当たり3万円)は、令和5年度住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です。
- ◆ 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯当たり **3万円**

給付金の支給時期

7月中旬から順次支給

支給対象

基準日(令和5年6月1日)において、新座市の住民基本台帳に登録されている世帯全員の令和5年度(令和4年分収入が対象)の住民税均等割が非課税である世帯

※今回の給付金については、世帯員全員が住民税が課税されている者から扶養を受けている非課税世帯も対象となります。

- ◆ 対象となる世帯に順次確認書を送付します。
- ◆ 「**令和5年度住民税申告の未申告者(23歳以上)がいる**」世帯については、申請書を送付します。
- ◆ 記載されている振込口座に誤りがないか確認してください。
- ◆ 対象にもかかわらず、7月下旬時点で確認書が届いていない場合は、新座市役所福祉政策課(給付金担当)までご連絡ください。
- ◆ 必要事項に署名・記入をし、必要書類のある方は添付をして返信用封筒にて返送してください。

発送時期

6月30日(金)から順次発送

返送期限

令和5年9月29日(金)当日消印有効

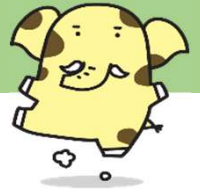
☎ お問い合わせ

新座市役所福祉政策課(給付金担当) 直通ダイヤル

☎ 048-423-2769 受付時間 平日 8:30~17:15(土日祝・12/29~1/3を除く)

支給対象診断チャート

診断チャートで提出書類を確認しましょう



スタート

基準日(令和5年6月1日)時点で新座市に住民登録がある。

いいえ

基準日(令和5年6月1日)時点で住民登録があった市区町村へお問い合わせください。

はい

世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である。

いいえ

世帯員に令和5年度住民税均等割が課税の者がいる。

はい

対象世帯ではありません。

はい

確認書が届きます！
(※1)

いいえ

令和5年度の住民税申告をしてない23歳以上の世帯員がいる。

はい

令和5年度の住民税申告をしてない23歳以上の世帯員は親族等から扶養を受けている。

はい

いいえ

申請書が届きます！
非課税証明書は不要です。
(※2)

申請書が届きます！
申告を行い、非課税証明書を
取得してください。(※2)

※1 診断チャートで「確認書が届きます！」に進んだにもかかわらず、7月下旬時点で確認書が届いていない場合は、新座市役所福祉政策課(給付金担当)までご連絡ください。

※2 診断チャートで「申請書が届きます！」に進んだにもかかわらず、8月上旬時点で申請書が届いていない場合は、新座市役所福祉政策課(給付金担当)までご連絡ください。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。